

静岡県告示第251号

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第395号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の<u>翌年度の4月10日</u>のいずれか早い日まで</p>	<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の<u>2月末日</u>のいずれか早い日まで</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。